

重要事項説明書

WannaEat株式会社
代表取締役 牧本天増

本書は、中小小売商業振興法第11条第1項に基づき交付する書面です。なお、本書に特段の定めのない用語の定義は、バーチャルレストランサービス利用規約に従います。

第1部 WannaEat株式会社とバーチャルレストランサービスについて

1. 当社の概要 (2024年5月1日現在) (法第11条第1項第6号)

- (1) 社名 WannaEat株式会社
- (2) 所在地 〒141-0021 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- (3) 従業員数 50名 (パート社員、アルバイト社員を除く)
- (4) 役員の役職名および氏名
 - 代表取締役社長 牧本 天増
 - 取締役副社長 長澤 里美
 - 取締役 田村 公正
 - 取締役 成内 英介
 - 取締役 中野凱仁
- (5) 資本金 8百万円
- (6) 主要株主 株式会社 U-NEXT HOLDINGS
- (7) 事業内容 フードライセンスシェアリングサービス「フーシェア」の運営
- (8) 子会社等 なし
- (9) 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書
別添のとおり
- (10) 事業開始時期 2020年6月

2. 直近3事業年度における店舗数の推移 (法第11条第1項第6号)

	2022年 5月期	2022年 8月期	2023年 8月期
各事業年度末日における拠点数	367	378	653
各事業年度内に新規に営業を開始した拠点数	294	20	278
各事業年度内に解除された契約に係る拠点数	25	9	3
各事業年度内に更新された契約に係る拠点数	0	15	32
各事業年度内に更新されなかった契約に係る拠点数	0	0	0

※2022年8月期は会計期間変更のため3か月間

3. 立地条件が類似するものの直近3事業年度の収支に関する事項 (法第11条第1項第6号)
別添のとおり

4. 直近5事業年度の訴訟件数 (法第11条第1項第6号)

	2021年 5月期	2022年 5月期	2022年 8月期	2023年 8月期
契約者または契約者であった者に対して提起した訴えの件数	0	0	0	0
契約者または契約者であった者に対して提起された訴えの件数	0	0	0	0

※2022年8月期は会計期間変更のため3か月間

第2部 バーチャルレストランサービスの要点

1. 契約に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (法第11条第1項第1号)

(1) 金銭の額および性質

種類	金銭の額 (税抜表示)	金銭の性質
初期導入費用	ベーシックプラン 30万円	利用審査・出店準備・出店申請・サービス利用のサポート・サービス導入業務の対価
	ビジネスプラン 140万円 プロフェッショナルプラン 500万円	利用審査・出店準備・出店申請・サービス利用のサポート・サービス導入業務の対価 表示、ブランド、ノウハウの使用の対価

(2) お支払いいただく時期およびお支払方法

サービス利用契約締結日以降の当社指定の支払期日までに当社指定の金融機関の口座への振込による現金一括払い

(3) 返金の有無

当社に故意または重過失がある場合を除き、理由の如何を問わず、返金する義務を負いません。

2. 商品の販売条件に関する事項 (法第 11 条第 1 項第 2 号)

(1) 販売または販売をあっせんする商品の種類

原材料、包装資材、広告・販売促進資材、備品、機械器具その他消耗品などマニュアル等で指定した商品

(2) 売買代金の決済方法

掛け払い、クレジットカード払い、代引き、銀行振込または口座振替のうち発注時に選択した支払方法

3. 経営の指導に関する事項 (法第 11 条第 1 項第 3 号)

(1) 契約に際しての研修等実施の有無

ありません。

(2) 契約者に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

ありません

4. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項 (法第 11 条第 1 項第 4 号)

(1) 使用させる商標、商号その他の表示

次表に一部を抜粋して示します。当社の判断により適宜追加または廃止されます。

表示
GOKUCHEE/ゴクチー
Crazy Waffle/クレイジーワッフル
OWL TEA/オウルティー
BANANA LAB/バナナラボ
サラダチキン研究所
CREPE FACTORY
アイスクレープ クロッカンテ

(2) 表示の使用についての条件

- ・サービス利用契約の有効期間中、日本国内において非独占的に、利用申込書に記載された特定の拠点においてその表示を付した飲食物の販売および販売に関する広告宣伝活動のためにのみ、表示を使用できます。
- ・マニュアル等の定めに従い表示を使用していただきます。当社が契約者の表示の使用がマニュアル等の定め違反すると判断し、表示の使用の中止その他の措置を求めた場合には、その措置を直ちに講じていただきます。

5. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 (法第 11 条第 1 項第 5 号)

(1) 契約期間

初回契約期間は、契約者が発注アカウントを受領した日の属する月の翌月を起算月として 24 か月間が経過する月の末日までとします。

(2) 契約の更新の条件および手続き

期間満了日の 1 か月前までに当社所定の方法により契約者から契約を更新しない旨の申し出がない限り、契約期間は更に 1 年間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

(3) 契約解除の要件および手続き

① 契約者からの解約

契約者は、解約希望日の1か月前までに当社所定の方法により申し出ることにより、解約希望日が属する月の末日に解約することができます。ただし、解約違約金をお支払いいただきます。

② 当社からの契約解除

契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、契約者に対して何らの通知催告をすることなく、サービス利用契約の全部または一部を解除することができます。また解約違約金をお支払いいただきます。

1. 反社会的勢力に所属または関係していると判明した場合
2. 別途当社が定める利用制限事項に複数回該当した場合
3. クレジットカード会社、立替代行業者、債権回収代行業者等により契約者指定のクレジットカード、支払口座の利用が停止もしくは不可になった場合
4. 仮差押、仮処分、差押、競売の申立てを受け、または公租公課等の滞納処分を受けた場合
5. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、または申立てをした場合
6. 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合
7. 解散、事業譲渡の決議をした場合
8. 契約者および運用者（拠点の従業員）が90日以上にわたって所在不明または連絡不能となった場合
9. 資産または信用状態に重大な変化が生じ、サービス利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
10. 前各号に準じる、当社が契約者として不適当であると合理的に判断する事由がある場合

(4) 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

① 残存期間（解約日または解除日の属する月の翌月から直後に到来するサービス利用契約の有効期間の満了日の属する月まで）中の月額利用料金に相当する解約違約金をお支払いいただきます。

② 契約者の責任と費用負担により、次の各号に掲げる事項を実施するものとします。

1. 表示を付した飲食物の調理等および販売を直ちに停止すること。
2. 保有する商品等を当社の指示に従って処分すること。
3. 表示の使用を直ちに停止し、その表示物をすみやかに撤収し、当社の指示に従って当社に返還または廃棄すること。
4. マニュアル等その他本サービスの提供に伴い当社が提供した有体物を当社の指示に従って返却すること。
5. 表示を使用した飲食物の調理等および販売の方法を直ちに消去すること。

6. 契約者に定期的にお支払いいただく金銭に関する事項 (法第11条第1項第6号)

(1) 金銭の額または算定方法および金銭の性質

種類	金銭の額（税抜表示）または算定方法	金銭の性質
月額利用料金	ベーシックプラン 30,000 円	表示、ブランド、ノウハウの使用の対価
ロイヤリティ手数料	ベーシックプラン 契約者売上高の 10% ビジネスプラン 契約者売上高の 10% プロフェッショナルプラン 当社が指定するライセンスブランドの契約者売上高の 10%	サポート・デリバリープラットフォームへのアカウント出退店や広告運用などに対する対価
備考 1 ビジネスプラン、プロフェッショナルプランには月額利用料金はありません。 2 契約者売上高とは、契約者がデリバリープラットフォームを利用して販売した飲食物の代金（税込）をいいます。		

(2) お支払いいただく時期およびお支払方法

種類	お支払いいただく時期	お支払方法
月額利用料金	毎月末日締め翌月末日払い	クレジットカード払い、当社が指定する立替代行業者等を利用した掛け払い、口座振込、口座振替
ロイヤリティ手数料	毎月末日締め翌月末日払い	当社が代理受領した契約者売上高から控除する方法

7. 店舗の営業時間・営業日・休業日 (法第 11 条第 1 項第 6 号)

営業時間 午前 11 時から午前 0 時迄（推奨）

営業日 月に 22 日以上営業（推奨）

8. 距離制限 (法第 11 条第 1 項第 6 号)

当社は、当社の裁量により、各拠点の距離またはブランド同士の距離を制御するために、サービス利用契約の締結の申込みまたは選択されたブランドについて、その全部または一部の利用を制限することがありますが、契約者に対し拠点の商圏の保護を保証するものではなく、契約者の拠点の周辺の地域において同一または類似するブランドが利用されることがあります。

9. 競業禁止義務の有無 (法第 11 条第 1 項第 6 号)

- ・当社の事前の書面または電磁的記録による承諾を得ることなく、契約者自らまたは第三者をして、当社の提供したブランドと類似の商材の開発およびその販売その他の営業を行ってはならないものとします。
- ・契約の有効期間中および締結した契約すべての終了後 2 年間は、契約者自らまたは第三者をして、ゴーストレストラン、バーチャルレストランその他のフードデリバリーを活用したフランチャイズチェーンの本部運営事業の経営もしくは従事またはその事業への出資およびゴーストレストラン、バーチャルレストランその他のフードデリバリーを活用したフランチャイズチェーンへの加盟をしてはならないものとします。

10. 守秘義務の有無 (法第 11 条第 1 項第 6 号)
サービス利用契約の有効期間中および終了後も、マニュアル等、当社から提供された情報（ノウハウを含みますが、これに限りません。）その他本サービスの利用により知り得た情報を第三者（拠点の従業員を除きます。）に開示、提供または漏洩してはならないものとします。
11. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等 (法第 11 条第 1 項第 6 号)
サービス利用契約に違反することにより当社に損害を与えた場合または契約者が第三者の権利または利益を侵害するなどしたことを理由としてその第三者が当社に対しクレームその他請求をした場合その他本サービスの利用に関して当社に損害を与えた場合には、当社に対し当社に生じた損害のすべて（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償していただきます。

第3部 その他の重要事項

1. 利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、契約者の本サービスの全部または一部の利用を制限（拠点の全部または一部について、一時的または永続的な、デリバリプラットフォームの顧客向けアプリ等への掲載の削除、ブランドの利用の禁止を含みますが、これらに限りません。）することができるものとします。

- ① 契約者および運用者が 30 日以上にわたって所在不明または連絡不能となった場合
- ② デリバリプラットフォームに設定した営業時間のうち、正常に注文を受付できている時間の割合が 80%未満の場合
- ③ デリバリプラットフォームを利用した顧客の評価の平均値が最高評価の 80%に満たない場合
- ④ 契約者の責めに帰すべき事由によりブランドのイメージを損なう重大なクレームが発生した場合
- ⑤ 当社の定める店舗衛生基準を満たしていない場合、または満たしていないと当社が合理的に判断した場合
- ⑥ 契約者が本規約または個別規約に違反しているおそれがあると当社が合理的に認めた場合
- ⑦ 契約者が本規約または個別規約に違反する行為を行い、当社から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその期間内に是正しない場合
- ⑧ 契約者が別途定める申込み不承諾事由のいずれかに該当した場合
- ⑨ 契約者が利用料金等、ロイヤリティ手数料その他の当社からの請求を滞納した場合

2. 本サービスまたはブランドの提供終了等

当社は、事前に契約者に通知をしたうえで、当社の裁量により本サービスの全部または一部もしくはブランドの提供を中止または終了することがあります。ただし、中止または終了の内容が重大でない場合には、通知をすることなくこれらを実施することがあります。

3. アカウントの削除

(1) デリバリプラットフォームにおける契約者の営業状況が次の各号のいずれかに該当する場合

には、当社は契約者に対して何らの通知催告をすることなく、アカウントを削除することがあります。

- ① 45 日以上売上が発生していない場合
- ② 営業開始が可能になってから 15 日以上営業していない場合
- ③ 別途定める利用制限事由または契約解除事由のいずれかに該当する場合
- ④ 前各号に掲げる場合のほか、アカウントの削除が妥当であると当社が合理的に判断した場合

(2) 当社は、前項に基づきアカウントを削除した場合であっても、既に受領した利用料金の返金を行わず、また、契約者および第三者に生じた損害および不利益につき一切の責任を負いません。

4. 拠点の衛生管理

(1) 契約者は、食品衛生法その他適用法令に従い、次の各号に掲げる措置を講じ、拠点の適切な店舗運営のため衛生管理を行うものとします。

- ① 「一般的な衛生管理」および「HACCP に沿った衛生管理」に関する基準に基づき衛生管理計画を作成し、従業員に周知徹底を図ること。
- ② 必要に応じて、清掃・洗浄・消毒や食品の取扱い等について具体的な方法を定めた手順書を作成すること。
- ③ 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること。
- ④ 衛生管理計画及び手順書の効果を定期的におよび工程に変更が生じた際等に) 検証し(振り返り)、必要に応じて内容を見直すこと。

(2) 前項の規定にかかわらず、小規模な営業者（食品衛生法第 5 1 条第 1 項第 2 号に定める営業者をいいます。）に該当する契約者は、「HACCP に沿った衛生管理」に関する基準に代えて厚生労働省が確認した「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の手引書に従って、その拠点の衛生管理を行うことができます。

5. オプションサービス（実店舗販売サービス）

(1) 当社は、別途、実店舗販売サービス利用契約を締結した契約者（以下「実店舗販売契約者」といいます。）に対して、実店舗販売サービス利用契約の有効期間中、実店舗販売サービス利用契約に定める拠点に限り、非独占的に、サービス利用契約において当社から許諾されている表示（ライセンスブランドを除きます。）を付した飲食物の実店舗販売をすることを許諾します。

(2) 実店舗販売サービス利用契約の有効期間は、契約成立日から、利用開始日の属する月を起算月として 3 か月間が経過する月の末日までとします。ただし、期間満了日の 1 か月前までに実店舗販売契約者から契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、契約期間は更に 3 か月間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。なお、サービス利用契約が終了したときは、その終了時に実店舗販売サービス利用契約も終了します。

(3) 実店舗販売契約者は、当社に対して、実店舗販売サービスの利用の対価として、利用申込書に記載された料金を支払うものとします。お支払方法は、サービス利用契約に基づく月額利用料金のお支払方法に準じます。

- (4) 実店舗販売契約者は、当社が求めた場合には、当社に対し、実店舗販売の売上実績その他当社が指定した実店舗販売に関する情報について、当社指定の様式による報告書を提出することにより報告するものとします。
- (5) 実店舗販売契約者は、サービス利用契約により許諾されていない表示またはライセンスブランドを付した飲食物の実店舗販売をし、または実店舗販売サービス利用契約に定める拠点以外で実店舗販売をした場合には、違約金として、その実店舗販売の売上金の2倍に相当する金額を当社の請求に従い支払うものとします。

以上